事務所通信　No.356　令和７年６月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

出生後休業支援給付金
育児時短就業給付金

４月１日より新設された出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金の申請が原則２カ月単位での申請であることから、今後給付申請の機会が増えてくることが予測されます。

今回は４月１日以前に給付対象となっていた方が給付を受けることができる条件について例示と共に解説します。



【出生後休業支援給付金】

●給付内容の概要

父母が共に育児休業を取得した際に育児休業給付金（休業前賃金日額の67%）に13%の上乗せ給付を、最大28日分受けることができるもの。父と母で支給要件は異なるが父母共に受給可能。



●母の受給について

ポイントは下記２点で、これをいずれも満たすことで最大28日分の給付を受けることができます。

① ４月１日～出産日（または出産予定日のいずれか遅い方）の16週間後までの期間中に、14日以上の育児休業を取得すること

② 配偶者が、出産日（または出産予定日のいずれか早い方）～産後８週間までの期間に14日以上の出生時育児休業を取得すること。※

※配偶者の育児休業を要件としない例外

- ◆ 配偶者がいない
- ◆ 配偶者が子と法律上の親子関係がない
- ◆ 配偶者が無業者
- ◆ 配偶者が自営業やフリーランス等
- ◆ 配偶者が育児休業を取得できない理由が「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」に該当する。

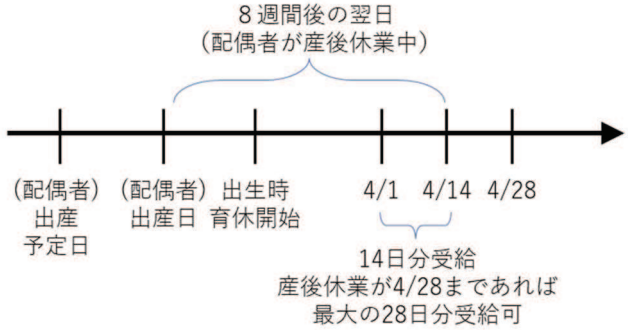
詳細はこちら

出産日（または出産予定日の遅い方）が令和６年12月22日以降であれば①②の要件を満たす場合があり、受給できる可能性があります。下図のようなイメージとなります。



●父の受給について

父の場合、配偶者要件が「配偶者が産後休業中」の要件に当てはまる例が多いため考え方としてはわかりやすいです。父は４月１日以前から育児休業をしていたとしても４月１日以降の育児休業日数が14日以上であれば受給可能です。図にすると以下のイメージとなります。



●会社から休業取得者本人への確認依頼事項



母の場合

- ■ 母子手帳（出生届出済証明頁）の写しの提出
- ■ 配偶者の雇用保険番号（確認できない場合はその理由）
- ■ 配偶者が育児休業を取得できない場合の理由

父の場合

- ■ 母子手帳（出生届出済証明頁）の写しの提出

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/金山幸之助 ＊ P3.4/篠田昇 ］

【育児時短就業給付金】



●給付内容の概要

2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮（時短就業）している雇用保険被保険者に対し、当月支払われた賃金×最大10%の額を給付。週所定労働時間が少しでも短くなっていれば受給対象となるが、当月支払われた賃金と給付額の合計が時短就業前の賃金日額※を上回る際には支給調整により給付額が減額する。

※ 育児休業終了日の翌日（復職日）から育児時短就業開始日の前日までの期間が14日以内の場合は休業前賃金日額となります。一方で14日を超えてしまった場合は再度賃金日額の算定を行うこととなります。

●4月1日以前から時短就業を行っている場合

4月1日以降の時短就業分については給付を受けることができます。



●必要書類等

◆ 賃金台帳、出勤簿

◆ 時短就業における労働条件通知書または育児短時間勤務申出書

その他状況に応じて必要になるものは個別に対応致します。



●注意点

時短就業の際に雇用保険被保険者でなくなってしまうと給付の対象となりません。時短就業により週所定労働時間が20時間を下回る場合は、被保険者資格を喪失させないために「子が小学校就学の始期に達するまでに週所定労働時間を20時間以上に戻すこと」を労働条件通知書や就業規則等で定める必要があります。



出生後休業支援給付金における休業中の一部労働や両給付金における支給上限額など、詳細な点につきましては当事務所の担当または厚労省のホームページやパンフレット等をご参照ください。

労働保険年度更新

年度更新は毎年4月～翌年3月の労働を対象とした賃金総額を基に雇用保険料及び労災保険料を納める手続きとなります。誤った保険料を納めてしまわないよう見逃しやすい、誤りやすい注意点を確認しましょう。

■数日のみ労働したアルバイトを忘れず算入する

雇用保険は加入していなければ対象となりませんが、労災保険については労働者全員が対象となります。集計漏れに注意しましょう。

■対象外となる賃金

役員報酬、労災・通勤災害に係る休業補償、出張旅費（日当は賃金に含む）、会社が全額負担する生命保険の掛金、慶弔手当、永年勤続褒賞金

例えば休業補償を基本給に含めて支給してしまう等により分別できなくしてしまうと、誤って余計に労働保険料を支払ってしまうこととなりますのでご注意ください。

社会保険算定基礎届

算定基礎届は毎年4・5・6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額（社会保険料）を決定するものです。労働保険とは異なり、給与支給日基準で4・5・6月の給与が対象となります。

▲対象となる賃金

基本的には労働保険と大きく変わりませんが、「3カ月を超える期間ごとに受けるもの」は賞与として標準賞与額の対象となるためここでは対象としません。その他、役員報酬が労働者ではないことを理由に労働保険では除かれていましたが算定基礎届では対象となります。

恩恵的な支給は通常算定に含みません。ただし、社会保険料軽減のため、4・5・6月以外に一律に行う恩恵的な支給は、内容次第で賞与とみなします。

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

修　　養
著　者／ 新渡戸稲造
出版社／ 致知出版社　　2,600 円＋税

令和の時代に贈る「生き方大全」

P31　日々刻々の修養は、これをなしておる間はさほどとも思わぬが、それがだんだん集まり積もると、立派な人物を築き上げる。始めは苦しがりながら、修養に勤めても、慣れてくると修養が身の肉となる骨となり、凡人と異なるところの人となる。

P40　青年とは、過去になした仕事よりも、将来になすべき仕事の数が多い、すなわち希望抱負に富んでいる者をいう。

P225　人間は世に処して、毀誉を免れぬものとすれば、これがために心の平衡を失わぬように心がけることが肝要である。しかし、いわゆる心の平衡を失うということには、三様の種類があると思う。第一は怒気、第二は悲観、第三は自暴自棄に陥ることである。

P311　他人をうらやむことは、心の狭少より起こるから、これを除くには心をのびのびさせ、人に及ぼす善は、自分にもまた善であることを思い知るに努めるがよいと思う。

P333　禍の起こった刹那に、ただちにその始末をなす時は・・・一歩を退き冷静の思慮をめぐらすぐらいがよいこともある。

P377　人が順境に立つ時は・・・五個の危険が、順境の背後に潜んでいると思う。

P385　徳川家康遺訓　人の一生は重荷を負うて遠き道をゆくがごとし。急ぐべからず。不自由を常と思えば不足なし。心に望み起こらば困窮したる時を思い出すべし。堪忍は無事長久の基。いかりは敵と思え。勝つことばかり知って、負くることを知らざれば、害その身にいたる。己を責めて人を責むるな。及ばざるは過ぎたるよりまされり。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

いつも　ひらめいている人の　頭の中
著　者／ 島　青志
出版社／ 幻冬舎新書　　９００円＋税

P39　ひらめきや創造性を生む為には、自分自身で考え、主体的に判断するプロセスが欠かせない

P51　失敗したとき必要なのは「反省」ではなく「分析」です。なぜ失敗したのか、どうすれば次は成功するのかを考えることです。

P66　「答えがない問題について無限ループで考え続ける」のが脳に悪影響を及ぼしていると考えるべきでしょう。

P83　私たちがアイデアを創り出したり、新しい発見を行ったりすることは、何もないところから生み出しているのではなく、私たちが今まで蓄えてきた知識を、脳が適当な形で組み合わせることによりなされます。

P206　新しいものを生み出し、既存の枠組みを打ち破る為には、冒険心も欠かせません。また、冒険を危険と決めつけて抑え込んでしまうとイノベーションの芽が育ちにくくなります。また、押さえつけられたエネルギーが、かえって別の形で表に出てしまうこともあります。

■ 絵手紙通信



カタバミ草の生きる知恵か。
逞しさに感服。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (356号)

■ 後悔の念 (R7.5.1)

▲久しぶりの遠出のカーラジオから流れた神経小児科医・高橋孝雄氏の話を興味深く聴いた。

▲子供の遺伝子の働きに悪い影響を及ぼす原因には、遺伝子自体の異常と虐待のような邪悪な環境（トキシックス（毒）ストレス）が長期間持続することによる環境的原因があるとし、「子供の頭をコツンと叩いた。虐待でしょうか？」と相談に来たお母さんに、「親心で躾をし、少し度が過ぎたと後悔しているのは、大体において虐待ではない」と安心させ、子供にとって良い環境とは「ちょっとした（早晩解決する）ストレスや失敗があること」と話を続けた。

▲聴きながら、社内調査の結論として厚労省の定義に従い「パワハラ」と認定せざるを得ない事案でも、加害者が後悔や反省をするどころか、不当な言いがかり、指導教育の範疇と言い張る場面を思い起こしていた。

▲一方、過剰に反応して、なんでもパワハラと主張する風潮もあり、何れにせよ、子供のころに良いストレスや小さな失敗の体験をさせることが一層大事な時代になったかと思った。

▲そして、19年間一緒に暮らした雄黒猫・マック・・・デブ猫マックは、遊びのつもりか運動不足解消なのか、はたまた腹の虫の居所なのか、同居の子猫や母猫を追い駆け廻し、挙句には相手猫を前足で抑え込み、後ろ足で蹴りを入れるに及び、見かねて拳骨を一発食らわせ、手の痛さと共に首根っこを押さえて説教した時のマックの悲しそうな眼に、思わず抱き締めたことが思い浮かんだ。痛かったか？マック。

■ 人生の方程式 (R7.5.7)



▲朝ドラ「あんぱん」で、数学が不得意な主人公に、育ての親の叔父が語りかける「数学は丸暗記だ。公式と解き方を丸暗記するのだ」を聞いて、行きあたりばったりの日々に違和感を覚えたときに出会った人生の方程式を思い出した。

▲それは、宮坂啓象先生から「君は何のために生きているのか？」の問いに始まり、「全ての人の生きる目的は、価値のある、面白い人生を生きることであり、人の全ての行動（学ぶ、働く・・）は、そのためにある」「学ぶ、働く・・それぞれの行動を上手くやる方法は、それぞれの知識・技術力と人間力（知性）を磨くことだ」との教えから導き出した方程式だ。

▲そして、最近読んだ山口周「人生の経営戦略」にあった「人生というプロジェクトの原理＝時間資本⇒人的資本（スキル、知識、経験）⇒社会資本（信用・評判、ネットワーク）⇒金融資本（現金、株式、不動産等）⇒マインドフルネス」を、「時間資本⇒人的資本⇒社会資本⇒資産（有形、無形）⇒価値のある面白い人生」と読みかえた上で、それぞれの資本と資産形成の行動に、稲盛和夫氏の「成果＝考え方×熱意×能力」を乗じた新たな方程式を見出した。

▲開業当時の有り余った時間を、知識や経験の人的資本に変換し、それを足がかりに人々との繋がりの社会資本が出来、結果としてお客様、職員、家族という資産を得たという社労士としてのささやかな歩みと重なるのだ。

▲そして今、まずは時間資本をフル活用して人的資本を増やせと若手職員を激励している。その先には社会資本と大きな資産が待っていると。